

東御市環境審議会第1回議事録

平成21年10月8日 午前10時

庁舎3階会議室

【出席者】

(委員)

花岡 洋会長、早武 基好副会長、宮原 則子委員、山浦 正芳委員、保科 恩委員、田中 祐俊委員、橋詰 武人委員、田中 益代委員、田中 和弘委員、成田 吉伸委員、柳沢 昌美委員、柳澤 幸徳委員、荻原 博行委員、多城 秀登委員

[欠席：船田 信委員]

(事務局)

山浦市民生活部長、土屋市民課長、白石クリーンリサイクル係長、小宮山支所市民係長、小菅生活環境係長、生活環境係寺田主査、武井主査、渡辺主査

【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 東御市地球温暖化対策地域推進計画の策定について（諮問）諮問書及び資料1
- ・ 東御市環境をよくする条例の一部改正について（審議）資料2
- ・ 生ごみの堆肥化について（報告）資料3
- ・ 東御市環境基本計画の進捗状況について（報告）資料4
- ・ 市内の環境問題に関する現状と課題（報告）資料5

【議事】

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 市長からの諮問
東御市地球温暖化対策地域推進計画について
5. 審議事項
 - (1) 東御市地球温暖化対策地域推進計画の策定について（諮問）【資料1】
 - (2) 東御市環境をよくする条例の一部改正について（審議）【資料2】
 - (3) 生ごみの堆肥化について（報告）【資料3】
 - (4) 東御市環境基本計画の進捗状況について（報告）【資料4】

(5) 市内の環境問題に関する現状と課題 (報告) 【資料 5】

6 . そ の 他

(1) 今後の予定について

7 . 閉 会

【審議事項】

(1) 東御市地球温暖化対策地域推進計画の策定について

事務局

諮問するにあたり本来、計画素案等が必要となりますが現在 8 月に設置した外部委員会と庁内委員会で素案づくりを進めている段階です。今後、素案が固まり次第皆様にご提示し総合的なご審議をいただき、修正をする中で計画原案を答申していただきたい。

(2) 東御市環境をよくする条例の一部改正について

橋詰委員

動物愛護法では具体的にどのような規制がかかってくるのか。

事務局

業として飼っていたり一定数以上の場合は届出が必要となります。

後藤委員

レジ袋に入ったごみが道路上に置いてあるので、道路へのポイ捨ても条例内に入れて欲しい。

事務局

条例 40 条で適用となるので具体的な表現はご容赦いただきたい。

宮原委員

40 条は努力義務なので罰則規定がありません。上田市だと犬の散歩で袋を持ち歩かないと追いかけられます。状況によっては罰則規定を設けたほうが良いのではないのでしょうか。

事務局

広報やオフトーク等で適正な犬の飼い方等を周知しており、今後も条例の範囲で運用を図っていきたいと考えております。

早武副会長

動物愛護をさか手にとってのら猫に餌を与えている場合がある。本人には申し上げにくい状況である。罰則とまではいかないで小菅係長が先ほど言いました運用で対応していけばよろしいのではないか。

(3) 生ごみの堆肥化について

後藤委員

生ごみに関する市の補助は昨年10月まででしょうか。

事務局

現在も行っていますが今年度は補助率が変わりました。

柳沢昌美委員

畑がない人の対応を考えるべきであり、集収して堆肥化すべきではないか。市が説明する主旨は理解できるが、方策を検討いただきたい。

早武副会長

成沢産業で試験・調査した結果はどうになりましたか。

事務局

モデルとしてやっていただいたが検討しているところです。

(4) 東御市環境基本計画の進捗状況について

事務局説明

(5) 市内の環境問題に関する現状と課題

事務局説明

【その他】 特になし

【決定事項】

- ・東御市地球温暖化対策地域推進計画については素案等が固まり次第、審議会委員に事前送付する。その後の審議会開催の際に審議、検討をいただくこととする。
- ・ポイ捨て等禁止の条例化のため東御市環境をよくする条例の一部改正を検討したが、40条で適用されるという解釈で、新たにポイ捨て条例の制定は行わないこととする。